



新年

代表 長沼 隆弘

あけましておめでとうございます

本年、私ども「長沼・楯谷税務会計事務所」は創業から45年を数える年を迎えました。これもひとえにお客様のおかげと、大変感謝しております。

皆様には税理士会への登録が出来次第、改めてご案内をさせていただきますが、当事務所はこの1月より組織形態を変更し「税理士法人 長沼税務会計事務所」とさせていただくことになりました。

すでに平成13年度の税理士法改正において、税理士の法人化が認められておりましたが、当事務所も社会的責任を再認識する中で、「個人事務所の形態ではなく法人格のもとに運営をさせていただくのが正しい在り方ではないか」との想いから今回の組織変更に至っております。

消費税をはじめ税制の変化も著しくなっておりますが、経営基盤を盤石なものとし、皆様により良いサービスの提供ができるよう頑張っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

消費税改正 Q&A



いよいよ4月から消費税の税率が5%から8%に上がります。そこで、改正時の疑問点・注意点をQ&A形式でご説明いたします。

Q 当社は20日締だけど、平成26年4月20日締の請求書はどうすればいいの？

A 原則は3月末まで分を5%、4月1日～20日分は8%での請求になります。その場合の請求書は税率ごとに分けて記載するか、請求書を2枚に分けてください。

Q 事務所の家賃、4月分を3月末までに支払う契約だけど税率は何%？

A 原則は8%です。一定の要件を満たし、経過措置に該当する場合は、4月以降も5%が適用されます。

Q 会社負担の従業員の定期代や消耗品は3月末までに買った方が得ですか？

A 納税面では、本則課税の事業者は損得がないため駆込み購入の必要はありません。消費税は、「売上に係る消費税 - 仕入等に係る消費税」の金額を納付する為です。一方で、資金面については得する場合があります。

電車や映画のチケットなど4月以降利用分でも3月末までに購入すれば5%の税率が適用されるので、個人の場合は3月末までに買った方が得ですね。

Q 平成26年3月1日～翌年2月末までのコピー機の年間保守料を3月に貰う際の税率は？

A 原則は8%です。年間保守料などのサービスを提供する場合は、そのサービスの全部を完了する日(この場合は平成27年2月28日)の税率を適用することになります。ただし、契約又は慣行により一年分の料金を貰い、継続して料金を貰ったときに一年分の売上を計上しているのであれば、平成26年3月1日時点の税率5%が適用されます。また、平成26年3月の1か月分だけを売上計上、4月1日以降の分を前受金で処理している場合は、平成26年3月分までは5%、それ以降の分は8%の税率適用となります。

(馬場)

価格表示の準備はできていますか？

一般消費者に対して、消費税の負担に関して理解しやすい表示方法と事業者の事務負担とのバランスを取る観点から、価格表示について特別措置が取られます。

また、税込価格が原則でしたが、平成25年10月1日～平成29年3月31日まで税抜価格での表示が認められます。

<例>税込105円が税込108円になる際の商品の値札



税込表示でも例の右2つのような表示は明瞭性に欠けるため注意が必要です。

一方、消費税の転嫁を阻害しないという趣旨から、「消費税還元セール」や「消費税分ポイント追加」などの表示も禁止されますので、ご注意ください。

<価格表示に関するQ&A>

100円ショップのAさんの場合

Q 値札が小さくて「100円(税込価格)」なんて書けないし、数多くて値札の付替えなんかできないんだけど、値札の付替え以外の方法はないのかな？

値札の表示に関しては、個々の商品には「100円」と税抜価格のみ表示し、別途、お客さんが商品を選ぶ際に目につきやすい場所(店の入り口、レジの前など)に「当店の価格は全て税抜処理になっています」というように明瞭に表示すれば、「100円」の値札でも構いません。

値札の付替えに関しても、平成26年4月1日以降に「税込105円」の値札が残る場合は、表示の場合と同じように目につきやすい場所に「5%に基づく税込価格を表示している商品について、レジにて改めて新税率8%に基づき精算させていただきます」という表示があれば、レジで108円にて精算することができます。

文房具屋さんのBさんの場合

Q 3月31日の店が終わった後に、一気に値札を張り替えるのは大変だから、1月から商品を補充する時に「税込108円」を貼っておいて、4月1日までは105円の精算をしたらダメ？

OKです！ただ、のケースの逆で、目に付く場所に「8%に基づく税込価格を表示している商品について、3月31日まではレジにて税率5%に基づき精算させていただきます」という表示をする必要があります。

(石川)

平成26年度税制改正大綱が決定！！

成立は平成26年3月になる見込み

政府が平成26年度税制改正大綱を決定しました。実際の成立は平成26年3月の予定ですが、中小企業に関連のある項目をまとめましたのでご紹介いたします。



(坂本)

税	改正項目	内容
↑	給与所得控除 上限引き下げ	平成28年より年収(給料等)が1,200万円超の場合、上限引き下げ 平成29年より年収(給料等)が1,000万円超の場合、上限引き下げ
↓	復興特別法人税	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度(3期)適用の制度が、1年前倒して廃止 開始事業年度が平成25年4月1日から平成26年3月31日で終了
↓	所得拡大税制	支払った給料(役員及びその関係者を除く)が一定以上増加し、要件を満たせば、その増加した分の10%税金が控除される制度の要件が緩和(平成25年4月以降開始事業年度から適用されている)
↓	自動車取得税	自動車の購入時に納める自動車取得税を平成26年4月に消費税が8%に上がる時点で、普通自動車は5% 3%に、営業用自動車及び軽自動車は3% 2%に引き下げ(平成27年10月廃止見込)
↑	ゴルフ会員権 譲渡(個人)	ゴルフ会員権を譲渡して損失が出た場合、それを他の収入(給料・事業など)と通算できた制度が、平成26年4月以降廃止に

後編 記集

4月の消費税増税により、景気が減速感を強めると予想される中、アベ

ノミクス効果の真価が問われる年になりそうです。今年は「午年」、景気が馬の背に乗るように跳ね上がり、躍動する一年になることを期待したいものです。

私共も、税理士法人として新しくスタートを切ります。職員一同、皆様のお役に立てるよう益々の精進に励んでいきたいと思っております。今回は、業務3課がお届けしました。

(久保)